

公立大学法人奈良県立大学組織規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(理事会)

第2条 法人に、理事会を置く。

2 理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、公立大学法人奈良県立大学定款（以下「定款」という。）及び公立大学法人奈良県立大学理事会規程の定めるところによる。

(審議機関)

第3条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会を置く。

2 経営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、定款及び公立大学法人奈良県立大学経営審議会規程の定めるところによる。

第4条 奈良県立大学（以下「大学」という。）の教育研究に関する重要事項を審議するため、大学に教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、定款及び公立大学法人奈良県立大学教育研究審議会規程の定めるところによる。

第5条 削除

(人事委員会)

第6条 法人に、法人の人事（懲戒に関する事項及び公立大学法人奈良県立大学職員就業規則第3条第2項に規定する附属高校教員（校長を除く。）および一般職員に関する事項を除く。）に関する事項を検討又は審査するため、人事委員会を置く。

2 人事委員会に関し必要な事項は、公立大学法人奈良県立大学人事委員会規程の定めるところによる。

(人権・ハラスメント委員会)

第7条 法人に、人権問題の啓発及びハラスメントの防止等に資するため、人権・ハラスメント委員会を置く。

2 人権・ハラスメント委員会に関し必要な事項は、公立大学法人奈良県立大学人権・ハラスメント委員会規程の定めるところによる。

(計画・評価委員会)

第8条 法人に、地方独立行政法人法等に基づく計画の策定及び推進並びに自己評価の実施等に資するため、計画・評価委員会を置く。

2 計画・評価委員会に関し必要な事項は、公立大学法人奈良県立大学計画・評価委員会規程に定めるところによる。

(コンプライアンス推進委員会)

第9条 法人に、法人におけるコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス推進委員会を置く。

2 コンプライアンス推進委員会に関し必要な事項は、公立大学法人奈良県立大学コンプライアンス推進規程に定めるところによる。

(研究推進委員会)

第9条の2 法人に、法人における適正な研究活動の推進に資するため、研究推進委員会を置く。

2 研究推進委員会に関し必要な事項は、公立大学法人奈良県立大学研究推進委員会規程に定めるところによる。

(内部監査室)

第10条 法人に、内部監査室を置く。

2 内部監査室の設置に関し必要な事項は、公立大学法人奈良県立大学内部監査室規程の定めるところによる。

(附属図書館)

第11条 大学に、教育研究に必要な図書等の学術情報の収集、管理、提供を行うため、附属図書館を置く。

2 附属図書館の設置に関し必要な事項は、奈良県立大学附属図書館規程の定めるところによる。

(ユーラシア研究センター)

第11条の2 大学に、本学が有する人的および知的資源を活用し、ユーラシアを中心とした世界と奈良との教育と研究の交流を推進することにより、広く社会に貢献するため、ユーラシア研究センターを置く。

2 ユーラシア研究センターに関し必要な事項は、公立大学法人奈良県立大学ユーラシア研究センター規程の定めるところによる。

(地域創造研究センター)

第11条の3 大学に、本学が有する人的および知的資源を活用し、地域創造に資する研究を推進することにより、広く社会に貢献するため、地域創造研究センターを置く。

2 地域創造研究センターに関し必要な事項は、奈良県立大学地域創造研究センター規程の定めるところによる。

(附属高等学校)

第11条の4 大学に、高大連携を通じた教育研究の充実に資するため、附属高等学校を置く。

2 附属高等学校の設置に関し必要な事項は、奈良県立大学附属高等学校の管理運営に関する

る規程等の定めるところによる。

(大学運営会議)

第12条 大学に、大学の運営全般に係る総合的調整を行うため、大学運営会議を置く。

2 大学運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、奈良県立大学大学運営会議規程の定めるところによる。

(事務組織)

第13条 法人及び大学の事務を処理するため事務局及び事務室(以下「事務局等」という。)を置く。事務局等に、次の表に掲げる部署を置く。

事務局等の名称	部署名
奈良県立大学事務局	総務課、企画調整課、教務・入試課、学生課、研究支援課、国際交流室、キャリア・サポート室、地域交流室、附属学校室、危機管理室、大学院設置準備室
附属高等学校事務室	—

(職及びその職務)

第14条 事務局等及び大学に、次の表の左欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる組織の長として置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
学長	大学	大学の業務を管理する。
学部長	地域創造学部	地域創造学部の業務を管理する。
附属図書館長	附属図書館	附属図書館の業務を管理する。
ユーラシア研究センター長	ユーラシア研究センター	ユーラシア研究センターの業務を管理する。
地域創造研究センター長	地域創造研究センター	地域創造研究センターの業務を管理する。
事務局長	事務局	事務局の業務を管理する。
課長	課	課の業務を管理する。
室長	室	室の業務を管理する。
校長	附属高等学校	附属高等学校の業務を管理する。
事務長	附属高等学校	附属高等学校事務室の業務を管理する。

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる組織に置くことができることとし、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
副学長	大学	学長の職務を補佐する。
学長特別補佐	大学	学長を補佐し全学的な課題を処理する。
副学部長	大学	学部長の職務を補佐する。
ユーラシア研究センター 副センター長	ユーラシア研究 センター	ユーラシア研究センター長の職務を補佐する。
地域創造研究センター 副センター長	地域創造研究セ ンター	地域創造研究センター長の職務を補佐する。
事務局次長	事務局	事務局長の職務を補佐する。
副室長	室	室長の職務を補佐する。
附属図書館次長	附属図書館	附属図書館長の職務を補佐する。
教頭	附属高等学校	校長の職務を補佐する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、法人及び大学の組織に関して必要な事項は、別に定める。

(附則)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和4年12月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(附則)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。